

薬剤部 DI ニュース

インフルエンザ治療を受ける患者様・ご家族・周囲の方々へ

平成 19 年 2 月に入り、タミフルを服用したとみられる 10 代のインフルエンザ患者様が、自宅で療養中、自宅マンションから転落死するという痛ましい事例があったことから、2 月 28 日厚生労働省は、医療関係者に以下のような注意喚起を行っております。

なお、過去において転落死のほかに、家から飛び出し交通事故死した事例も報告されております。

万が一の事故を防止するための予防的な対応として、特に小児・未成年者については、インフルエンザと診断され治療が開始された後は、タミフルの処方の有無を問わず、異常行動発現のおそれがあることから、自宅において療養を行う場合、

- ① 異常行動の発現のおそれについて説明すること
- ② 少なくとも 2 日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮すること

が適切であると考えられます。

このため、インフルエンザ治療に携わる医療関係者においては、患者・家族に対し、その旨説明を行っていただきたい

〈異常行動などの精神・神経症状〉

普段と違うとつぴな行動をとる、うわごとを言ったり興奮したりする、意識がぼんやりする、意識がなくなる、意識が混濁する、幻覚が見える、妄想、けいれん等

なお、気になる症状が見られましたら、医師・薬剤師にご相談ください。

(薬剤部 吉村)